

## 4章 災害時の応急対策

### 1 自分や家族の身を守る

---

#### (1) 地震が起きたら ～ 自宅にいるとき ～

##### 落ち着いて

- ▶ 何が起こったのか瞬間には判断できません。数秒の揺れでも、とても長く感じます。  
まずはあわてず落ち着きましょう。

##### 身体をかくせ

- ▶ まず、自分の身体を守ること。  
家具や天井の下敷きにならないよう、丈夫なもので身体を保護しよう

##### 寝ているとき

- ▶ 布団や枕で頭を守り、ベッドの下など家具が倒れてこないところに身を伏せます。  
地震による室内の状況変化に注意しましょう。

##### 料理中など

- ▶ 机の下などに隠れ、揺れがおさまったら速やかにストーブやアイロンを切り、ガスの元栓を閉めましょう。大きな揺れを感知すると自動的にガスの供給を遮断するガスマイコンメーターの設置が進んでいますが、燃え広がる危険もありますので消火器は必ず設置しましょう。

##### 火に近づくな

- ▶ 都市ガスは震度5相当以上で自動的に遮断されます。  
無理に火を消そうとせず、揺れがおさまるまで近づかないようにしましょう。

##### 風呂やトイレに入っているとき

- ▶ あわてて飛び出さず、ドアや窓を開けて出口の確保をしましょう。  
お風呂に入っているときは、揺れがおさまってから火の始末をしましょう。

#### (2) 地震発生直後 揺れがおさまったら ～自宅にいるとき～

##### ラジオ・テレビをつける

- ▶ 情報をできるだけ早く確認し、冷静に行動しましょう。

##### 家族は大丈夫か

- ▶ けが人が出た場合は、自力や隣近所の人助けを得て病院へ向かうことを考えましょう。

##### くつ・スリッパをはき室内のガラスに注意

- ▶ 家の内外は、割れたガラスが床に散乱することがあります。必ずくつ・スリッパなど履いてください。

##### 集合住宅では

- ▶ ドアや窓を開けて非常口を確保し、避難にエレベーターを絶対に使わないようにしましょう。  
火災のときは、炎や煙に巻き込まれないように低い姿勢で、階段を使って避難しましょう。

#### (3) 災害発生時の外出中の心構え

##### 車の運転をしているとき

- ▶ 急ブレーキは事故の原因となります。ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とすなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に止めてください。やむを得ず、道路上に置いて避難するときは、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないでください。  
※高速道路を走っているときも、あわてずゆっくり減速し、路肩に寄せて停車してください。  
非常口は約10メートルごとに設置されていますので、周囲の状況に注意し避難してください。

### バスに乗っているとき

- ▶ 前の座席やつり革をしっかり握るか、しゃがみこんで座席の足にしがみつくようにしましょう。揺れがおさまってもあわてて外に飛び出さず、運転手の指示に従います。

### 電車に乗っているとき

- ▶ つり革や手すりにしっかり両手でつかまりましょう。座っているときは、上体を前かがみにして、雑誌やバッグなどで頭を保護しましょう。勝手に車外へ出たりしないで、乗務員の指示に従いましょう。地下鉄の場合はレールの横に高圧電流が流れており感電するおそれがあります。

### エレベーターに乗っているとき

- ▶ 地震時管制装置により最寄りの階に停止するものもありますが、全ての階のボタンを押し、停止した階で外に出ましょう。閉じ込められたときは、もし停電でまっ暗になっても落ち着いて、救出を待ちましょう。

### (4) 地震火災や二次被害を防ぐために

#### 漏電、ガス漏れに注意

- ▶ 電気が復旧し家屋内の断線箇所や使用中だった電気器具に電気が通じたことによる、「通電火災」が発生することがあります。感震ブレーカーを取り付けていない家庭では避難するときは必ず電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め復旧時の二次災害に備えましょう。

#### 出火してしまったら

- ▶ 消火器などですぐに消火しましょう。天井に火が回るようであれば消火器では消せません。早く近所の人に火事がかき起きていることを伝えましょう。

#### 壊れた家やブロック塀には近寄らない

- ▶ 応急危険度の判定が行われます。赤色の印がつけば立ち入り危険。二次災害を防ぐために近寄らないようにしましょう。

## 2 隣近所の助け合い

---

隣近所で声を掛け合い、安否を確認しましょう。

出火してしまったら消火器や可搬式ポンプなどを使い、隣近所の人たちと塚らを合わせて消火にあたってください。ただし、天井に火が回るようであれば消火器では消せません。早く近所の人に火事がかき起きていることを伝えましょう。

建物や家具などに下地に気になっている人がいれば、ガス漏れや漏電、余震などに注意しながら隣近所の人と力を合わせて助け出しましょう。

けが人がいた場合は応急手当をしましょう。重傷者は病院や救護所へ搬送しましょう。

救助作業にはシャベルやロープ、バールなどが役に立ちます。

家庭の大工道具や小中学校や公園などに配備している救助用資機材を活用しましょう。

災害に乗じた悪質な犯罪が起こることがあります。状況に応じて交代で見回りを行うなど、まちの安全を守りましょう。

### 3 事業者等が取り組む対策

---

自らの施設の安全性等を確認し、従業員等を施設内に待機させるなど対策に努めましょう。

公共交通事業者は、自らの施設の安全性等を確認し、帰宅困難者を施設内で待機させるなど利用者保護のための対策に努めましょう。

#### 基本原則は「むやみに移動を開始しない！」

大規模地震等で公共交通機関が止まった時に多くの人々が一齐に移動を始めると、駅への人の集中による集団転倒や建物の倒壊、落下物による死傷の危険、緊急車両の通行の妨げの恐れがあるため、職場など安全な場所に留まり、一齐に帰宅しないようにしてください。

### 4 避難

---

災害が起こった時に、自宅で安全が確保できる場合は、『自宅で避難』を考えましょう。家族だけの生活はプライバシーが保てるだけでなく、衛生管理や感染症予防の徹底がしやすい面もあり、安心した避難生活につながります。

家屋内にとどまることが危険な状態になった場合は、落ちついてすばやく避難する必要があります。その際には、高齢者や障害のある方などの要配慮者の保護を念頭に置き、近所のひとり暮らしの高齢世帯などにも声をかけるなど近隣で協力することが大切です。また、避難所での生活を余儀なくされる場合も自主防災組織を中心にみんなで助け合いましょう。

#### (1) 避難情報

大阪市では台風など気象情報での災害発生前や地震や津波などの災害発生時、市民等の生命安全に係わる場合には防災スピーカーや大阪市ホームページ、SNS、大阪防災アプリなどにより避難情報を発信します。

#### (2) 在宅避難

在宅での生活はプライバシーが保てるだけでなく、衛生管理や感染症予防の徹底がしやすい面もあり、安心した避難生活につながります。まずは、在宅避難ができるよう、備蓄物資を用意する、家具の固定や配置替えを行う、トイレの使い方を知っておく、など、各家庭に応じたそなえをしておきましょう。合わせて、自宅で生活できないことも想定し、親戚や知人宅など複数の避難先を検討しておくことも災害時には有効です。ただし、在宅避難が危険な場合や親戚や知人宅で安全な避難先がない場合などは速やかに避難所へ避難してください。

#### (3) 避難場所と避難所

生野区には次のような避難場所等があります。

##### ▶ 一時避難場所・一時集合場所

一時避難場所は、身の安全を確保するため一時的に避難できる公園などです。また、一時集合場所は、お住まい近くの広場など地域防災役員が指定した災害発生後に集まる場所となっており、自身の家族など安否確認を報告します。

##### ▶ 災害時避難所

災害で家が倒壊・焼失した場合に、避難する宿泊・給食等の生活機能を一定期間提供できる施設です。また、情報提供、支援物資の配備拠点など様々な役割も担い、地域の小・中学校などが災害時避難所になります。

▶ **広域避難場所**

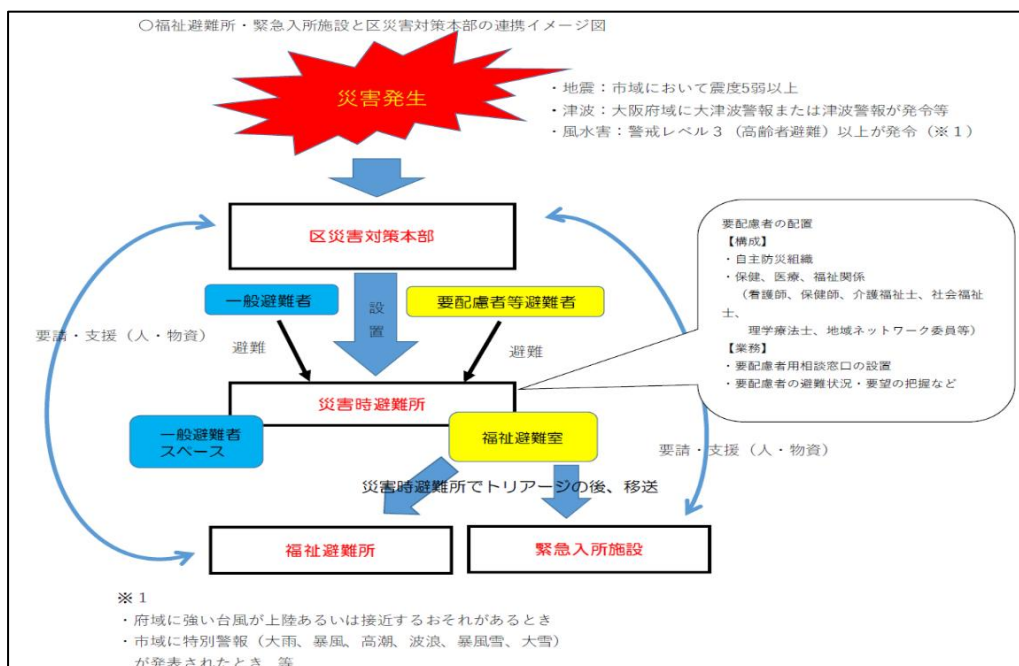
大規模火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予想される場合の避難に適する大きな公園などが指定されており、生野区付近では「巽東緑地」、「大阪城公園」、「百済貨物ターミナル駅」が広域避難場所となります。

▶ **福祉避難所**

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされている避難所

▶ **緊急入所施設**

避難所や自宅で生活することができない要配慮者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な人に対応する施設



福祉避難所・緊急入所施設は、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができた後に開設するため、福祉避難所・緊急入所施設への受け入れが必要と思われる要配慮者についても、一旦は災害時避難所に避難する必要があります。

▶ **水害時避難ビル**

生野区においては津波浸水想定はないものの、河川氾濫（洪水）の浸水想定があるため、市立学校や市営住宅等の公共施設のほか、民間事業者等の協力を得て、水害時避難ビルの確保を進めています。

(4)避難所の開設・運営

避難所の開設は原則として市域で震度5弱以上の地震が観測された場合、もしくは風水害時は河川の警戒レベル3（高齢者等避難）が発令された場合等、区災害対策本部が要否を判断します。

開設にあたっては、災害の種類や発生時間により、区役所職員または自主防災組織が開設することとなります。

また、避難所として使用する際は、壁にひび割れがないか、照明器具の落下や破損はないか、窓ガラス等の飛散はないかなど安全確認を十分に確認します。

開設後は自主防災組織を中心として避難所運営委員会を立ち上げて避難所の運営を行います。

## (5)避難所での生活

災害時避難所では、大勢の人と共同生活を送ることになります。プライバシーの確保が難しいなど、不自由なことがたくさんありますが、お互いに協力しあい、譲り合うことが大切です。

### ▶ 周りの方への心配りをしましょう

みんな、つらい思いをしています。お互いを思いやり、困っている人がいたら助けるなど、協力し合いましょう。

### ▶ 生活のルールや役割分担を決めましょう

地域防災リーダーや自主防災組織のメンバーなどの皆さんが中心となって避難所運営委員会を開き、生活のルールや役割分担を決めましょう。

### ▶ 生活のルールや役割を守りましょう

避難所運営委員会で決めたルールや役割をみんなで守り、“自分たちのことは自分たちで”を基本に協力して生活しましょう。

### ▶ 水が出ない

断水が生じた場合は、飲料水が災害時避難所で配られます。また、応急給水の拠点も開設されます。水を運ぶためのポリタンクやバケツを準備しておきましょう。運ぶことが困難な人もいますので協力しましょう。

### ▶ ペットも家族

震災等の災害発生直後には、多くの飼い主がペットを連れて避難所へ避難することが想定されます。しかし、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であり、動物アレルギーなどの理由で、動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、避難所の実情に応じたペット対策を日頃から考えておくとともに、飼い主も日頃からのペットのしつけや健康管理、ペットのための備蓄品を準備しておくことが必要です。

また、大型の動物、危険な動物、専用の飼育設備が必要な動物などは避難所での受入れは困難なため、あらかじめペットを預かってもらえる場所を準備しておきましょう。

### ▶ こころのケアが大切

災害の被害や避難所生活などで誰もがこころにダメージを受けストレスを抱えます。規則正しい睡眠や食事などを心がけ、日常生活を取り戻すことが心の傷を和らげます。不安な場合は救護所などで早めに相談しましょう。

### ▶ 食べ物は

災害用のアルファ化米やビスケット、流通事業者からの弁当・パンなどが災害時避難所で配られます。避難所で生活していない場合も食料が必要な場合は、取りに行きましょう。取りに行くのが困難な人たちもいますので助け合いましょう。

### ▶ 生活関連物資

毛布などの生活必需品は、住家に被害を受けて日常生活が困難になった人に災害時避難所で支給されます。避難所で生活していない場合も必要に応じて取りに行きましょう。

### ▶ 食中毒や感染症を防ぐ

災害後は衛生環境が悪化し、食中毒や感染症が発生しやすい状況になります。配られた食料はできるだけ早く食べましょう。食事をするときや調理をするときは手洗いを十分に行いましょう。また、断水の場合は、消毒液などを利用して手をきれいにしましょう。

- ▶ 多様なニーズへの配慮を  
高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点に配慮しましょう。また、女性専用の物干し場や更衣室、授乳室の設置など、女性や子育て家庭のニーズへの配慮が必要です。
- ▶ トイレの使用について  
たとえ水が流れたとしても、見えないところで汚水管がずれていたりヒビがはいていれば、家の中に汚水が流れ出たり、トイレから逆流したりします。地震の後にはすぐにはトイレを流さず、トイレ処理剤や仮設トイレ、携帯トイレなどを活用しましょう。

## 5 災害時における区役所の活動

### (1)職員動員計画

<p><u>1号動員（市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度6弱以上(気象庁発表)を観測したとき</li> <li>・大阪府域に大津波警報が発表されたとき</li> <li>・台風時等以外で市域に特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪)が発表されたとき</li> <li>・府域に強い台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、又は同等の事態が発生するおそれがあるとき</li> <li>・河川氾濫が発生したときや切迫したとき</li> <li>・災害が発生したとき</li> </ul>
<p><u>2号動員（災害対策活動を実施する必要があるとき）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度5強(気象庁発表)を観測したとき</li> <li>・市域で震度5弱(気象庁発表)を観測したとき</li> <li>・大阪府域に津波警報が発表されたとき</li> <li>・避難情報を発令したとき</li> </ul>
<p><u>3号動員（被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で震度4(気象庁発表)を観測したとき</li> <li>・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき</li> <li>・避難情報を発令するおそれがあるとき</li> <li>・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき</li> </ul>
<p><u>4号動員（速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府域に津波注意報が発表されたとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒、又は巨大地震注意)が発表されたとき</li> <li>・気象庁震度観測点(大阪中央区大手前)において長周期地震動階級3又は4が観測されたとき</li> <li>・台風時等以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき</li> <li>・台風時等以外で市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき</li> </ul>

## (2)組織体制

班名称	分掌事務
本部	区本部の総括及び各班との連絡に関すること
庶務班	各班の連絡統制に関すること 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 災害対策本部との連絡に関すること 予算計理に関すること 情報の収集、伝達および広報に関すること 義援金品の受付、並びに保管に関すること 災害記録に関すること 他の班の所管に属しないこと
教育班	学校園、学校園以外の避難所との連絡調整に関すること
救助班	被災者の応急救助一般に関すること 救援物資の調達保管及び配給に関すること 義援金品の配分に関すること 団体等の協力活動の連絡調整に関すること ボランティアの調整に関すること
避難受入班	被災者の受入施設に関すること 避難者の誘導に関すること 避難所受入状況の把握に関すること
調査班	被害状況の調査に関すること り災証明書その他の被災証明書に関すること 遺体に関すること
保健福祉班	医療救護に関すること 防疫・保健衛生に関すること 医師会等との連絡調整に関すること 福祉避難所の開設・運営、要配慮者の避難支援に関すること
※ボランティアセンター開設時(区民センター)	
センター長	区社会福祉協議会事務局長
副センター長	区社会福祉協議会副主幹 子育て・地域福祉担当課長

### (3)災害情報の収集・広報

#### ▶ 情報収集

災害発生時情報や被害情報等について、事前に配備した無線機や同報無線を活用し、迅速かつ的確な情報の収集を行う。

#### ▶ 広報

同報系無線や区ホームページ、SNS など区が担う広報媒体を活用し区民等に対し、周知する。

### (4)避難行動要支援者に関する対策

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき避難行動要支援者支援を行う

### (5)帰宅困難者対策

ターミナル駅においては、市本部やターミナル駅、周辺の企業等と協力して、滞留者への一時滞在施設の提供や物資等の支援、被害状況や道路・鉄道の交通状況等の情報収集及び情報提供に取り組む。

### (6)ボランティアの調整

被災状況及びボランティア参集等を勘案し、区社会福祉協議会と協働し、「生野区災害ボランティアセンター」を生野区民センターに開設する。

### (7)遺体対策

大規模な災害により多数の遺体が発生した場合は、生野区スポーツセンターにおける遺体仮収容(安置)所、検視・検案場所の設置について、大阪府警察、葬儀業者等と総合調整を行う。

### (8)広聴

災害発生により甚大な被害が生じた場合、被災者の生活相談や援助業務等に関する広聴活動を行う。

### (9)罹災証明等

被害認定の基準に従って、火災を除く自然災害に伴う「罹災証明書」を発行する。なお、被害事実の確認を求められた場合は「被災証明書」を発行する。